

イナートガスを供給する二重船殻区画に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

イナートガスを供給する二重船殻区画に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 4.5.5.1.4 規則においては、イナートガス装置の設置が要求されるタンカーの二重船殻区画に対して、イナートガス管を接続するための適当な連結金具が要求されている。

この連結金具が設置される「二重船殻区画」とは、SOLAS 条約第 II-2 章第 4.5.7.3.1 規則により固定式炭化水素ガス検知装置の設置が要求される区画と同一である旨明確化した IACS 統一解釈 SC272 が 2015 年 12 月に採択され、既に本会は当該統一解釈を本会規則に取り入れている。なお、貨物ポンプ室は通風装置が要求されているため、イナートガス管を接続するための適当な連結金具が免除されていることから、ここで言う「二重船殻区画」から除外されている。

本統一解釈について、IMO にて検討が行われた結果、2016 年 3 月に開催された IMO 第 3 回船舶設備小委員会（SSE3）において、同解釈で「二重船殻区画」から除外されている貨物ポンプ室と同様に、通風装置が要求されているバラストポンプ室についても「二重船殻区画」から除外することが合意された。この修正を含めた統一解釈案が、2016 年 11 月に開催される IMO 第 97 回海上安全委員会（MSC97）において承認され、MSC サーキュラーとして回章された。

このため、承認された MSC サーキュラー案に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

イナートガス管を接続するための適当な連結金具の設置が要求される二重船殻区画から、貨物ポンプ室に加えバラストポンプ室を除外する旨規定した。

改正条項

鋼船規則検査要領 R 編 R4.5.5